

令和 6 年10月 8 日

6 教 総 第 7 4 号

教 育 長

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第13条
第 2 項の規定により、教育長職務代理者を下記のとおり指名する。

記

第 1 教育長職務代理者 栗 生 万 琴

第 2 教育長職務代理者 山 本 久 美

以上

（令和 6 年10月21日提出 総務部総務課）